

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 28 号

(所 管) 学校管理部 学校施設課

件 名	市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について
提 案 理 由	<p>工事請負契約の締結（鳳中学校体育館改築工事）を令和 5 年第 4 回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 8 月 15 日、教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>本件は、鳳中学校体育館改築工事における工事請負契約であり、工事概要は、鉄筋コンクリート造 3 階建ての体育館として、アリーナ、屋上プール、トイレ等の建設工事を行うものである。</p> <p>入札については、令和 5 年 6 月 27 日に総合評価一般競争入札を行った結果、株式会社橋爪工務店を落札者と決定し、令和 5 年 7 月 14 日に 8 億 3578 万円で仮契約を締結したものである。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により異議がないものとして回答済である。）

市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとするについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 15 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 8 月 18 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 鳳中学校体育館改築工事
- 2 工事概要 体育館新築
鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積：1,815.72㎡
体育館、屋上プール、トイレ 等
渡り廊下新築 延べ面積：82.06㎡
スロープ整備
- 3 契約の相手方 大阪府堺市北区新金岡町5丁6番503号
株式会社橋爪工務店
代表取締役 新後 修
- 4 契約金額 835,780,000円
うち取引に係る消費税額等 75,980,000円
- 5 仮契約の日 令和5年7月14日

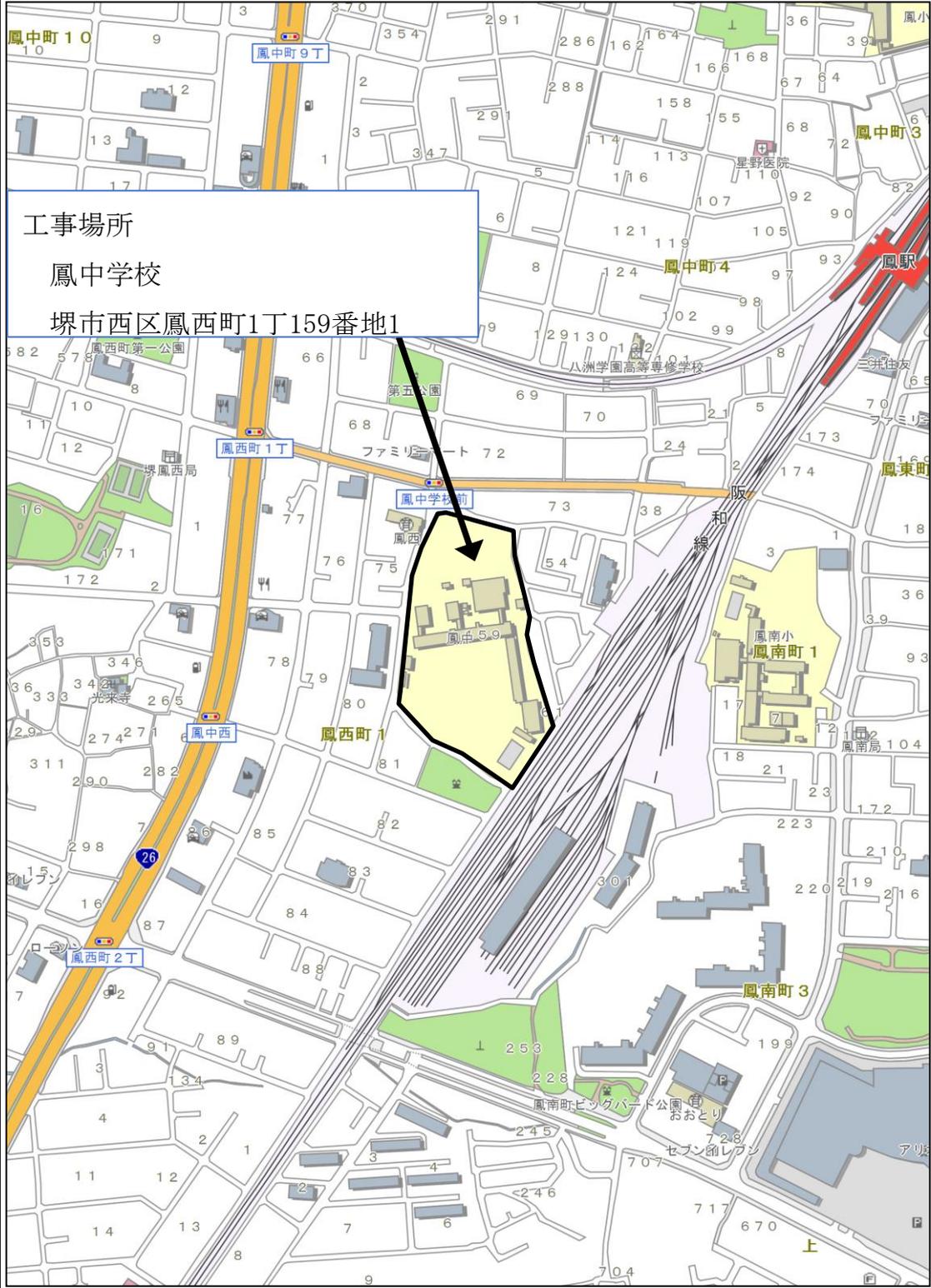
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和7年2月28日まで
- 3 入札執行日時 令和5年6月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社橋爪工務店		110	759,800,000	14.477	落札
堺土建株式会社		112	794,000,000	14.105	
株式会社山口工務店		108	769,557,000	14.034	
大容建設株式会社		110	880,000,000	12.5	

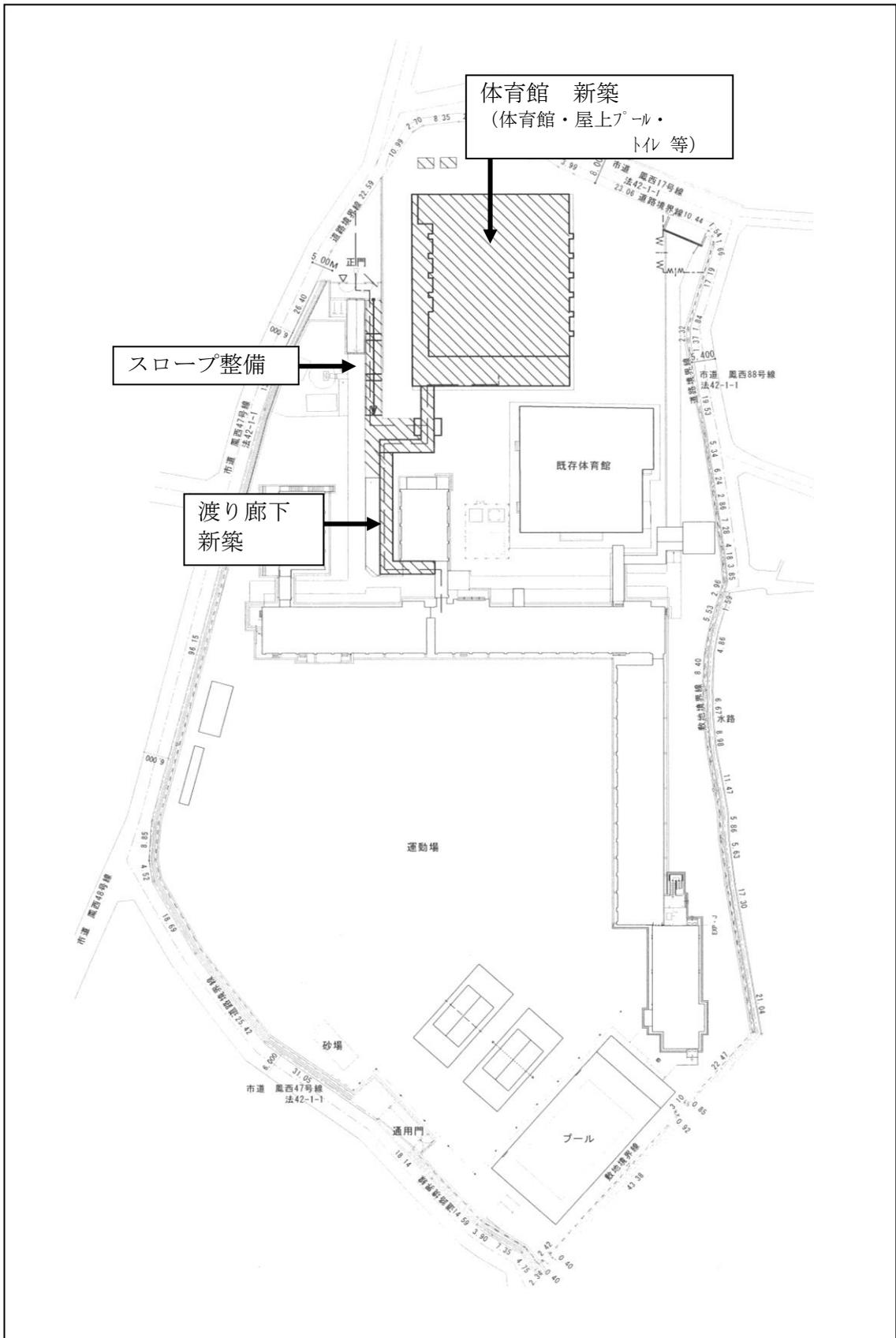
(備考) 予定価格 761,678,000円、調査基準価格 711,189,000円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額
(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



工事場所
鳳中学校
堺市西区鳳西町1丁159番地1

鳳中学校体育館改築工事	No. 1	付近配置図
-------------	-------	-------



鳳中学校体育館改築工事	No. 2	配置図
-------------	-------	-----